

相談支援員（まえばし生活自立相談センター） 職員の育児休業期間の代替職員 募集要項
--

1 雇用条件

(1) 雇用形態

嘱託職員（週 30 時間で扶養範囲外の勤務）

(2) 雇用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

・単年度契約で次年度契約更新可能性あり。ただし、勤務成績及び経営状況等、産体育休取得状況による。

・契約期間は通算 3 年を上限、更新回数は通算 2 回を上限とする。ただし、産体育休取得状況による。

・定年（65 歳）に達した場合は、定年到達日の属する年度末をもって契約期間満了とし、それ以降の更新は行わない。

(3) 業務内容

・生活困窮者自立支援事業（就労支援含む）の相談および面接対応、訪問等による支援、関係機関との連絡調整

・事業に関する記録などの一般事務（専用ソフトを使っての PC 操作あり、エクセル/ワード/メール操作必須）

業務内容の変更：法人の定める業務

(4) 賃金

月給 176,700 円

(5) 手当等

・期末手当 下記表の支給基準により 6 月・12 月にそれぞれ支給する。

※採用日によって支給月数が変わる。

採用日	採用年度 6 月支給	採用年度 12 月支給	更新初年度 6 月支給
4 月 1 日	0.37875 カ月分	1.2625 カ月分	1.2625 カ月分

・勤勉手当 下記表の支給基準により 6 月・12 月にそれぞれ支給する。

※採用日によって支給月数が変わる。

採用日	採用年度 6 月支給	採用年度 12 月支給	更新初年度 6 月支給
4 月 1 日	0.31875 カ月分	1.0625 カ月分	1.0625 カ月分

・通勤手当 月額 1,600 円~24,400 円（通勤距離 2km 以上で距離に応じて）

(6) 勤務時間等

・勤務日

月曜日～金曜日

・勤務時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分で 1 日 7 時間 30 分、週 4 日、週 30 時間勤務とする。

休憩時間は午後 0 時から午後 1 時の間で 60 分。ただし、業務の都合ややむを得ない事情により、この時間に限らない場合はある。

(7) 休日

土・日・祝日・週休日・年末年始

※上記以外の時間、休日に労働を命じる場合あり

(8) 就業場所

まえばし生活自立相談センター（群馬県前橋市大手町 2-12-1 前橋市役所 1 階社会福祉課内）

就業場所の変更：法人の定める事業場

(9) 有給休暇

労働基準法・本会規程に基づき付与

(10) 保険

健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険

(11) 資格等

普通自動車免許（AT 限定可）

(12) その他

自家用車で通勤の場合、駐車場は自己確保・自己負担

2 採用予定人数

1 名

3 応募方法

希望者は電話連絡のうえ、履歴書（写真添付）を下記まで郵送または持参してください。

4 応募締め切り

※応募状況により、期限前に締め切る場合があります。

5 採用面接試験日時・会場

※詳細については、書類選考後、改めて連絡します。

6 個人情報の取扱いについて

履歴書等に記載された情報は、採用試験の円滑な遂行のために使用し、その他の目的に使用いたしません。

また、不採用の場合、履歴書は当会で速やかに破棄させていただきます。返却を希望する方は、その旨を履歴書に記載してください。

<問い合わせ先>

〒371-0017 群馬県前橋市日吉町 2-17-10 前橋市総合福祉会館(K'BIX まえばし福祉会館)3F
前橋市社会福祉協議会 担当：総務係 川又・堀口 TEL 027-237-1269